

環境省設置法の一部を改正する法律案(閣法第三二二号)(衆議院送付)要旨

本法律案は、地域の実情に応じた機動的かつきめ細かな施策を実施するため、現行の自然保護事務所と地方環境対策調査官事務所という二系統の地方組織を統合し、法律に規定する環境大臣の権限等を委任できる地方支分部局として、環境省に地方環境事務所を設置しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、環境省に、地方支分部局として地方環境事務所を置くこととし、地方環境事務所は、環境省の所掌事務の一部を分掌することとする。
- 二、環境大臣の権限を地方環境事務所長に委任することができるよう、関係法律について所要の規定の整備を行う。

- 三、この法律は、平成十七年十月一日から施行する。